

令和2年度計画からの変更点

令和2年度計画からの主な変更箇所は次のとおりです。

	項目	変更内容
1	HACCP に沿った衛生管理に関して	平成30年6月に公布された改正食品衛生法の施行により、HACCP に沿った衛生管理の経過措置が終了し、令和3年6月に完全施行することから、「HACCP 制度の普及啓発」が中心であった指導の方針を、導入指導と支援に変更した。
2	営業許可業種の再編等に関して	食品衛生法の改正により、令和3年6月から施行される営業許可業種の再編等を反映し、所要の改正を行った。
3	業種別監視指導回数について	改正食品衛生法で、届出対象となる乳類販売業及び氷雪販売業については、監視指導ランクをD:1回/2年からE:1回/3年に変更した。
4	重点的に監視指導を実施する事項について	その他の衛生対策事項に、飲食店における持ち帰り・宅配食品の衛生対策について追加した。